

離婚給付等契約公正証書（原案）

本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

夫 ○○ □□(以下「甲」という)と妻 ○○ △△(以下「乙」という)とは、本日、甲乙間における協議離婚に関し、以下のとおり合意し、本契約を締結した。

第1条（離婚の合意）

甲と乙は協議離婚をすることとし、離婚届に所定の記載をして各自署名押印した。

または

甲と乙は協議離婚をすることに合意し、本証書作成後、離婚届に所定の記載をして各自署名押印するものとする。

第2条（離婚の届出）

離婚届については、乙が、平成 年 月 日までに、■■区役所に届け出るものとする。

第3条（親権者の定め）

甲乙間の未成年の子○○ ☆☆(平成 年 月 日生、以下「丙」という)の親権者及び監護者を乙と定める。

第4条（養育費等）

甲は乙に対し、丙の養育費として、平成 年 月より丙が大学等(大学、短期大学、専門学校等を含む)を卒業する日の属する月まで、毎月末日限り、各金万円宛を、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

また、甲は、本条の履行を確実にするため、遅滞なく、下記金融機関の「定額自動振込サービス(定額自動送金サービス)」の手続きを行うものとする。

※振込送金で無い場合

甲は乙に対し、丙の養育費として、平成 年 月より丙が大学等(大学、短期大学、専門学校等を含む)を卒業する日の属する月まで、毎月末日限り、各金万円宛を支払う。

なお、甲は、送金期間中、自己の名義である下記の金融機関の預金口座の通帳・カードを乙に預けるものとし、乙は、甲に対し、完済に至った場合には、通帳

とカードを甲に返還することを約束する。

銀行名	××銀行
支店名	××支店
預金種別	普通口座
口座番号	01234567
口座名義	〇〇☆☆()

- 送金に要する費用(振込手数料等)は、甲が負担するものとする。
- 上記養育費は、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
また、丙の高校・大学進学費用その他の教育費、及び事故又は病気などの特別な費用については、甲乙が協議の上、別途甲が乙に対し、その必要費用を支払うものとする。
- 丙が大学等に進学しなかった場合や、進学浪人や留年などによって第1項に定めた期間以降も大学等に在籍していた場合には、養育費の支払い終期について、別途、甲乙間で協議して決定するものとする。
- 甲と乙は、相互に、転職や再婚、養子縁組その他、養育費の額の算定に関して影響を及ぼす虞のある重要事項が生じた場合には、遅滞なく相手方に通知することを約束するものとし、必要に応じて、別途協議出来るものとする。

第5条 (慰謝料)

甲は乙に対し、慰謝料として、金 万円を、平成 年 月 日限り、一括にて、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

銀行名	××銀行
支店名	××支店
預金種別	普通口座
口座番号	01234567
口座名義	〇〇△△()

第6条 (財産分与)

甲と乙は、財産分与につき、以下のとおり合意確認した。

(1) 金銭の分与

甲は、乙に対し、平成●●年●●月より平成●●年●●月まで、計●●回にわ

たり、各々毎月●万円ずつ、毎月末日に限り乙の指定する以下の口座に振込送金の方法により支払う。

銀行名 ××銀行
支店名 ××支店
預金種別 普通口座
口座番号 01234567
口座名義 ○○ △△()

(2) 不動産の分与

甲は乙に対し、甲所有名義の下記不動産を譲渡し、平成●●年●●月●●日までに、乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。

2 登記手続にかかる費用は乙の負担とする。

離婚後に乙が住み続け、住宅ローン完済後に所有権移転登記を行う場合

甲は、乙に対し、下記共有名義の不動産につき、甲の所有権持分を乙に譲渡するものとし、住宅ローン完済後遅滞なく、乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。

- 2 甲は、乙に対し、住宅ローンが完済した場合には、抵当権抹消に必要な手続きや協力を、積極的に行うことを約束する。
- 3 甲は、本条の所有権移転登記が完了するまでの間、遺言・売買、相続、および贈与その他、方法や名目の如何を問わず、下記不動産の所有権その他の権利を乙およびその直系卑属以外に移転しないことを約束する。
- 4 甲は、乙に対し、前条の所有権持分移転手続が完了するまで間、乙が居住権を有することを承認する。
居住権は無償とし、居住期間中の住宅ローン及び、公租公課、管理修繕に関する費用等について、乙がこれを支払うものとする。

[不動産の表示]

一戸建ての場合

1 土地の表示

所在 東京都 区
地番 ●番
地目 宅地
地積 200.00平方メートル

1 建物の表示

所在 東京都 区
家屋番号 番
種類 居宅
構造 木造瓦葺二階建
床面積 73.00平方メートル

マンションの場合

(一棟の建物の表示)

所在 ●●区●●〇丁目〇番地〇
建物の名称 〇〇マンション

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1
所在及び地番 ●●区●●〇丁目〇番
地 目 宅地
地 積 600.00平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 ●●〇丁目〇番〇の〇〇〇
建物の名称 〇〇〇
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造1階建
床面積 〇階部分 70.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 〇〇〇〇〇〇分の〇〇〇〇

抵当権を設定する場合

(3) 抵当権の設定

1. 甲は、乙に対する第5条と第6条の債務を担保するため、甲は、乙に対し、甲名義の後記表示の不動産について、第1順位の抵当権を設定し、乙はこれを取得する。
2. 乙は、甲に対し、平成●●年●●月●●日までに、抵当権設定登記申請手続きを行う。
3. 甲は、担保物権が滅失毀損し、又はその価値が低落したときは、乙に対して、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

4. 甲は、乙に対し、乙の承諾なしに、担保物権の所有権を移転し、又は賃借権を設定し、若しくは担保物権の現状を変更するなど、乙に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしないことを確約する。
5. 甲は、期限前でも任意の方法により本件不動産を処分するように尽力し、その取得金から処分にかかる費用を差し引いた残額を弁済に充当することができる。
6. 甲は乙に対して、前項の任意処分による充当後なお残債務がある場合には、直ちに残債務の全部を弁済する。
7. 甲は乙に対して、乙からの任意処分に必要な書類の請求があった場合には、直ちに提出する。
8. 乙は、甲が債務を完済した場合には、抵当権抹消に必要な書類の提出その他の必要な協力を行わなければならない。
9. 甲は、債務を完済するまで、本件不動産の建物に対する火災保険契約を継続しなければならない。
10. 甲は乙に対して、前項の火災保険契約の保険金請求権に質権を設定し、保険会社の承諾のある火災保険契約の保険証券を差し入れる。
11. 抵当権設定登記手続きにかかる費用は甲の負担とする。

第7条（期限の利益の喪失）

甲は、乙に対し、甲について以下の各号に定める事由が生じた場合には、乙の催告を要せずとも当然に期限の利益を失い、ただちに第5条乃至第6条に定める慰謝料のうち、既払金を除く残額を支払わなくてはならない。

- ① 乙が第三者から差押・仮差押・仮処分または強制執行を受けたとき、もしくは競売の申立または破産手続開始の申立を受けたとき
- ② 甲に通知せずに、乙が住所を移転したとき
- ③ 第5条に定める支払を怠った時、または第6条(1)に定める分割金の返済を2回分以上怠ったとき
- ④ その他本契約の条項に違反したとき

第8条（通知義務）

甲と乙は、相互に、第5条及び第6条に定める分割金の弁済が完済に至るまでの間、転職や職業の変更、自宅の転居や連絡先電話番号の変更などが生じた場合には、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

甲が上記の申告を怠った場合において、必要やむを得ずに一方が負担した調査費用等は、相手方が負担することを承諾する。

第9条（誓約事項）

甲と乙は、相互に、婚姻期間中の夫婦間しか知りえない情報や、相手方の名誉や尊厳に関わる事項につき、第三者に口外・漏えいしないことを約束し、違反が

あった場合には、損害賠償請求の必要な裁判費用な弁護士費用、その他の必要な費用を、相手方に支払う。

第10条(面会交流権)

簡易型

乙は甲に対し、甲が毎月1回及び年2回(夏休みと冬休み)、丙と面会交流をすることを認容する。

ただし、面会交流の日時、場所、方法等の必要な事項は、丙の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し協議決定する。

執行型

乙は甲に対し、以下のとおり、甲が丙と面会交流することを認容する。

- (1) 面会交流の日時は、平成●年●月より平成●年●月まで、毎月第二日曜日の午前●時から午後●時までとする。
病気やケガその他の事情により面会交流が不可能な場合には、乙は甲に速やかに連絡をするものとし、原則として、予定日の1週間後の同時刻に振替するものとする。
- (2) 上記の他、毎年、8月の第1土曜日の午後●時から翌日午後●時、および、12月の第3日曜土曜日の午後●時から翌日午後●時まで、甲の自宅に宿泊することを認容する。
- (3) 面会交流における丙の受け渡し場所は、別途、協議で決定するものとして、協議が調わない場合には、開始時刻においては、JR●●駅東口改札付近において、乙または乙の親族ないし代理人が、甲または甲の親族に直接受け渡すものとし、終了時刻における引渡しについては、受け渡しと同じ場所で、甲または甲の親族から、乙または乙の親族ないし代理人に直接引き渡すものとする。
- (4) 丙が小学校に就学する日の属する月までの間、乙または乙の親族ないし代理人は、面会交流に立ち会うことが出来るものとする。
- (5) 甲は、丙の卒園式、および、学校行事(入学式、卒業式、運動会等)に関しては、丙の福祉と甲の活動を害さない限り、自由に行うことが出来るものとする。
- (6) 上記の他、電話やメール、手紙、などの交流に関しては、適時、丙の福祉を害さない限り、自由に行うことが出来るものとする。
- (7) 丙の誕生日やクリスマスなどの記念日に甲がプレゼントをする場合については、事前に乙に、その物品内容や方法などを伝え、同意を得るものとする。
- (8) 上記の他、定めのない事項については、子の福祉を最大限に配慮優先し、甲乙間の協議によって決定するものとする。

第11条(連帯債務・連帯保証の解消)

甲及び乙は互いの保有するローン債務について連帯債務・連帯保証となっている場合には、離婚届提出時までに関該連帯関係を解消するものとする。

第12条(専属的合意管轄条項)

甲及び乙は、本契約に伴う一切の紛争について、第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する裁判所とすることに合意した。

第13条(精算条項)

甲と乙は、離婚に伴う財産上の問題に関し、本協議書に定めるほか一切の債権債務が無いことを確認し、名目の如何を問わず、何等の請求を行わないことを相互に確認する。

第14条(強制執行認諾条項)

甲は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。